

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年8月10日

【発行者名】 フランクリン・템플トン・인베스트먼트・펀즈
(Franklin Templeton Investment Funds)

【代表者の役職氏名】 取締役 ウィリアム・ロックウッド
(Director William Lockwood)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1246、アルバート・ボル
シェット通り8A
(8A, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
フランクリン・템플トン・인베스트먼트・펀즈
－フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
(Franklin Templeton Investment Funds
- Franklin K2 Alternative Strategies Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
フランクリン・템플トン・인베스트먼트・펀즈
－フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
－クラスA (a c c) 米ドル投資証券
上限見込額は1億1,530万米ドル（約120億6,038万円）である。
(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドのクラスA (a c c) 米ドル投資証券の
2020年10月末日現在の1口当たり純資産価格（11.53米ドル）に1,000万口を
乗じて算出された金額である。
(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2020年10月30日現在の株式会社
三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝104.60円）によ
る。以下同じ。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年12月25日に提出した有価証券届出書（2021年3月8日、2021年3月31日および2021年4月30日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）（以下「原届出書」といいます。）について、ファンドの代行協会員および日本における販売会社であるUBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始するため、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第一部 証券情報

第1 外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）

（10）申込取扱場所

<訂正前>

UBS証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング
電話番号 0120-073-533
ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

（以下「UBS証券」または「日本における販売会社」という。）

（注）上記販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

<訂正後>

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社^{（注2）}
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング
電話番号 03-5293-3100
ホームページ・アドレス https://www.ubs-sumitrust.com/

（以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」という。）

（注1）上記日本における販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

（注2）UBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始する。このため、同日以降、本書におけるUBS証券株式会社に関する記載は、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社と読み替えられるものとする。また、本書における申込取扱場所は、上記の通り変更となる。以下同じ。

（12）払込取扱場所

<訂正前>

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー^{（注）}

（注）2021年5月2日に、東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi Oneタワーに変更する予定である。

<訂正後>

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング

（注）本書における払込取扱場所は上記の通り変更となる。以下同じ。

第三部 外国投資法人の詳細情報

第4 関係法人の状況

2 その他の関係法人の概況

（1）名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前略）

② UBS証券株式会社（「代行協会員」「日本における販売会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2020年9月末日現在、321億円

b. 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

<訂正後>

（前略）

② UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社（「代行協会員」「日本における販売会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2021年6月末日現在、5,000万円

b. 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

（注）UBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始する。このため、同日以降、本書におけるUBS証券株式会社に関する記載は、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社と読み替えられるものとする。

別紙B

交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

日本における 販売会社	<u>U B S 証券株式会社</u>
----------------	---------------------

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本における 販売会社	<u>UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社</u> <u>(※) U B S 証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始します。</u>
----------------	--

(後略)